文 書 番 号

年 月 日

原子力規制委員会　殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の

整備に関する届出

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第5条第8項において読み替えて準用する同法附則第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、核燃料物質の使用の許可に係る変更を届け出ます。

（別紙）

保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

１．使用者である○○は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」に基づき、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じる。

（１）個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価する。

（２）上記（１）の措置に係る記録を作成し、これを管理する。

２．使用者である○○は、上記１．の措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。